

Japan tax alert

EY税理士法人

日台租税条約への署名

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2015年11月26日、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で、実質的な両国間の租税条約となる「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決め」(以下、「日台租税条約」)の署名が行われました。日台間は正式な国交がなく、非政府間の実務関係のみであることから、交流窓口機関である両協会間で民間取決めが作成され(日本では国際条約としての効力はありません)、日本国内では当該内容を国内で施行する為の国内法を整備することで効力が生じることとなります。財務省は平成28年度税制改正での対応を検討しており、早ければ2017年1月に発効する見込みです。

日台租税条約は、若干の変更はありますが、基本的にはOECDモデル租税条約に則ったものとなっており、日本企業に特に影響のある可能性がある条項としては、以下のとおりです。

- ▶ 「税務上透明な事業体(Fiscally transparent entity or arrangement)」コンセプトの導入(第1条)
- ▶ 役務提供を含むPE規定の明確化(第5条)
- ▶ 配当、利子、使用料に係る源泉所得税の低減(第10、11、12条)
- ▶ 株式売買に係るキャピタルゲイン課税の免除(第13条)

「税務上透明な事業体(Fiscally transparent entity or arrangement)」コンセプトの導入(第1条)

日台租税条約では、有限責任事業組合のような税務上透明な事業体について、日台間の税務上の取扱が明記されることとなりました。日台租税条約第1条2項では、その事業体が取得した所得は、日台それぞれの税法上、居住者の所得としてみなさ

れる所得についてのみ、その地域の課税対象となるのが規定されています。なお、日台租税条約上定義される「税務上透明な事業体」への課税とは、その事業体で法人税が課税されず、その出資者にパススルーされ、出資者から直接所得税が徴収されるもので、構成員課税と同様の考え方となります。

役務提供を含むPE規定の明確化(第5条)

日台租税条約第5条では、PEの構成要件がより明確になりました。

- ▶ 建設、組立、据付業務、あるいは監督業務に関するPE構成期間は6カ月
- ▶ コンサルティング等の役務提供に関するPE構成期間は183日(何れの12カ月間内)

役務提供に関しては、内容が第5条4項で規定される準備的、補助的業務でない限り、上記のとおり、提供期間が税務年度に関係なくいずれかの12カ月間の中で183日を超過した場合、その業務を実施している地域においてPEを構成しているとみなされます。

配当、利子、使用料に係る源泉所得税の低減(第10、11、12条)

- ▶ 台湾法人が日本法人に支払う配当金については、現行台湾で20%の源泉所得税が課税されますが、日台租税条約上は低減税率の10%が適用されることとなります(第10条2項)
- ▶ 台湾法人が日本法人に支払う利子については、これまで金融商品については15%の源泉所得税が適用され、それ以外のケースは20%の源泉税が徴収されてきました。今回、租税条約により、原則10%の低減税率が適用され、例外として、

利子の受益者が中央銀行、輸出入銀行、或いはその他別途定められる金融機関である場合に限り、免税が適用されます

- ▶ 同様に、台湾法人が日本法人に支払う使用料については、これまで20%の源泉税が徴収されていました。租税条約は、10%の低減税率の適用を規定しています。なお、租税条約上使用料の定義は、著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、企業秘密の使用、あるいは情報の対価として支払われるものを言います(第12条)

	現行	日台租税条約
配当	20%	10%
利子	15%(金融商品)/ 20%(その他)	免税(中央銀行、輸出入 銀行等)/10%(上記以外)
使用料	20%	10%

注: 上記現行料率は、現行、日本企業が台湾で課税される可能性のある料率です。

株式売買に係るキャピタルゲイン課税の免除(第13条)

租税条約上のキャピタルゲイン課税は、i) 不動産については当該資産の設置地域、ii) それ以外の資産についてそれらがPEに関連する場合は当該PE構成地域、iii) 国際輸送に使用される船舶や航空機については当該資産を所有する法人の居住地域、iv) 取引対価の50%以上が一方の地域に所在する不動産に由来する事業体の株式が取引される場合は、当該不動産が所在する地域で徴収されることとなっています。上記以外の場合、売手の居住地域でキャピタルゲイン課税が行われます。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20151208

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp